



発行 東京都

目次

99

規則（教）

- 東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則等を廃止する規則……………二
- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………六

訓令（教）

- 東京都教育委員会電子情報処理規程の一部改正……………六

告示（消）

- 東京消防庁消防総監が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止……………七
- 東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の廃止……………七

規則（教）

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十二号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則（平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条中「非開示情報、東京都個人情報の保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号。以下「個人情報保護条例」という。）第二条第二項」を「不開示情報又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項」に改め、「及び東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第二条第七項に規定する特定個人情報」を削る。

第五十七条第三項中「個人情報保護条例第十四条第一項」を「個人情報保護法第八十二条第一項」に改め、「又は特定個人情報保護条例第二十八条第一項の規定に基づき当該秘密文書に記録された保有特定個人情報を開示する旨の決定があったとき」を削る。別表第一起案文書及び收受文書（他の起案文書に添付するもの及び資料文書を除く。）の部公文書の開示等に関するもの項中「非開示」を「不開示」に改め、同部保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関するもの項中「非開示」を「不開示」に、「非訂正」を「不訂正」に、「利用非停止」を「利用不停止」に改め、同部保有特定個人情報の開示、訂正又は利用停止に関するもの項を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十三号

東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則（平成十一年東京都教育委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表三の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第七条第二項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記第四号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則等を廃止する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十四号

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成三年東京都教育委員会規則第九号）

二 東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五十三号）

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十五号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項第二号中、「第十八条」を「から第十九条まで」に改め、同条第三項中「使用した」の下に「妊娠症状対応休暇、」を加え、同条第六項中「第四項」を「前二項」に改める。

附則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第十八条の二第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十六号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「第十八条」を「から第十九条まで」に改める。

第二十四条第一項中「使用した」の下に「妊娠症状対応休暇、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「妊娠症状対応休暇、」を、「勤務時間規則」の下に「第十九条、」を加える。

附則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十七号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「日」の下に「又は時間」を加える。  
第二十九条の三第一項中「使用した」の下に「第十九条、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「第十九条、」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「ときは」の下に「第十九条第二項」を加える。

附則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十八号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「妊娠出産休暇」の下に「妊娠症状対応休暇」を加える。  
第十七条の次に次の一条を加える。  
（妊娠症状対応休暇）

第十七条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十八条の規定を準用する。  
第三十二条第一項中「使用した」及び「職員の」の下に「第十七条の二、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「第十七条の二、」を、「ときは」の下に「第十七条の二」を加える。

附則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十九号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「妊娠出産休暇」の下に「妊娠症状対応休暇」を加える。  
第十七条の次に次の一条を加える。

（妊娠症状対応休暇）

第十七条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十九条の規定を準用する。  
第三十二条第一項中「第二十二条の二」を「第十七条の二、第二十条の二」に改め、同条第二項中「第二十二条の二」を「第十七条の二、第二十条の二」に改め、「使用する」を「使用しようとする」に改める。

附則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八十号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第3条関係)

職務の級	定	額
1 級	11,600 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 8,558 円、2 号給 8,629 円、3 号給 8,701 円、4 号給 8,772 円、5 号給 8,849 円、6 号給 8,932 円、7 号給 9,014 円、8 号給 9,102 円、9 号給 9,190 円、10 号給 9,284 円、11 号給 9,383 円、12 号給 9,487 円、13 号給 9,592 円、14 号給 9,696 円、15 号給 9,806 円、16 号給 9,916 円、17 号給 10,032 円、18 号給 10,158 円、19 号給 10,285 円、20 号給 10,411 円、21 号給 10,538 円、22 号給 10,583 円、23 号給 10,653 円、24 号給 10,714 円、25 号給 10,780 円、26 号給 10,846 円、27 号給 10,912 円、28 号給 10,978 円、29 号給 11,044 円、30 号給 11,104 円、31 号給 11,165 円、32 号給 11,225 円、33 号給 11,291 円、34 号給 11,357 円、35 号給 11,429 円、36 号給 11,500 円、37 号給 11,572 円	
2 級	14,300 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,219 円、2 号給 10,329 円、3 号給 10,439 円、4 号給 10,549 円、5 号給 10,659 円、6 号給 10,774 円、7 号給 10,884 円、8 号給 10,994 円、9 号給 11,104 円、10 号給 11,209 円、11 号給 11,313 円、12 号給 11,418 円、13 号給 11,522 円、14 号給 11,627 円、15 号給 11,731 円、16 号給 11,836 円、17 号給 11,946 円、18 号給 12,061 円、19 号給 12,177 円、20 号給 12,292 円、21 号給 12,402 円、22 号給 12,518 円、23 号給 12,628 円、24 号給 12,743 円、25 号給 12,853 円、26 号給 12,969 円、27 号給 13,079 円、28 号給 13,189 円、29 号給 13,299 円、30 号給 13,409 円、31 号給 13,524 円、32 号給 13,634 円、33 号給 13,744 円、34 号給 13,860 円、35 号給 13,970 円、36 号給 14,080 円、37 号給 14,190 円	
3 級	14,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 13,442 円、2 号給 13,563 円、3 号給 13,678 円、4 号給 13,794 円、5 号給 13,909 円、6 号給 14,030 円、7 号給 14,146 円、8 号給 14,267 円、9 号給 14,382 円、10 号給 14,503 円、11 号給 14,624 円、12 号給 14,745 円	
4 級	15,100 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 14,696 円、2 号給 14,817 円、3 号給 14,938 円、4 号給 15,059 円	
5 級	15,700 円	
6 級	17,300 円	

別表第2 (第3条関係)

職務の級	定	額
1 級	7,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 7,002円、2号給 7,060円、3号給 7,119円、4号給 7,177円、5号給 7,240円、6号給 7,308円、7号給 7,375円、8号給 7,447円、9号給 7,519円、10号給 7,596円、11号給 7,677円、12号給 7,762円	
2 級	10,700円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 8,361円、2号給 8,451円、3号給 8,541円、4号給 8,631円、5号給 8,721円、6号給 8,815円、7号給 8,905円、8号給 8,995円、9号給 9,085円、10号給 9,171円、11号給 9,256円、12号給 9,342円、13号給 9,427円、14号給 9,513円、15号給 9,598円、16号給 9,684円、17号給 9,774円、18号給 9,868円、19号給 9,963円、20号給 10,057円、21号給 10,147円、22号給 10,242円、23号給 10,332円、24号給 10,426円、25号給 10,516円、26号給 10,611円	
3 級	11,000円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 10,998円	
4 級	11,300円	
5 級	11,500円	
6 級	12,600円	

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(内払)

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、職員に支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八十一号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都教育委員会規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「条例」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例」に、「職員」を「もの」に改め、「東京都教育委員会規則第二十一号」の下に「。以下「管理職手当支給規則」という。」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 区分六、区分七又は区分九 九千円
- ロ 区分十 七千円

第三条第一項を次のように改める。

条例第二十一条の二第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次に定める額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分六、区分七又は区分九 五千円

ロ 区分十 四千円

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分六、区分七又は区分九 四千五百円

ロ 区分十 三千五百円

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

3 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都教育委員会規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則の改正規定中「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八十二号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万一千五百」を「一万分の二万二千」に改め、同項第二号中「一万分の九千二百二十五」を「一万分の一万二千・五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第三号中「一万分の九千二百二十五」を「一万分の一万二千五百」に、「一万分の一万四千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第四号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千七百八十五」に改め、同項第五号中「一万分の四千四百五十」を「一万分の四千八百九十五」に、「一万分の六千」を「一万分の六千五百」に改め、同項第六号中「一万分の四千五百」を「一万分の四千九百五十」に、「一万分の六千」を「一万分の六千五百」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第二十号

都 立 中 学 校	都 立 特 別 支 援 学 校	都 立 中 等 教 育 学 校	都 立 高 等 学 校	事 業 所	教 育 行 出 張 所	教 育 事 務 所	教 育 行 務 所
-----------	-----------------	-----------------	-------------	-------	-------------	-----------	-----------

都立小學校

東京都教育委員会電子情報処理規程(平成八年東京都教育委員会訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

東京都教育委員会

第三条中「東京都個人情報保護に関する条例(平成二年東京都条例第百二十三号)及び東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

### 告示(消)

#### ●東京消防庁告示第11号

東京消防庁消防総監が保有する個人情報の保護に関する規程(平成11年12月東京消防庁告示第10号)は、廃止する。

令和4年12月22日

東京消防庁

消防総監 清水洋文

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### ●東京消防庁告示第12号

東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護等に関する規程(平成27年12月東京消防庁告示第9号)は、廃止する。

令和4年12月22日

東京消防庁

消防総監 清水洋文

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### ●東京消防庁告示第13号

東京消防庁消防総監が行う情報公開事務に関する規程(平成11年12月東京消防庁告示第9号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月22日

東京消防庁

消防総監 清水洋文

第3条の表(3)の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。  
第7条第2項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記第4号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

